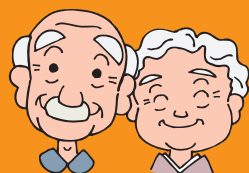


介護保険サービスを利用しましょう



●こんなことはありませんか？

- ・病気やけがが原因で、または年齢を重ねるとともに、今まで自分でできたことができにくくなった 手伝ってもらわないとできない まったくできない
 - ・食事、入浴、トイレ、家事など日常生活で困るようになった。
 - ・できないことを家族にやってもらっているが、家族の負担になっている。
- その人にあった介護保険のサービスを利用して、その人らしく、できるだけ自立した生活を送れるようにしましょう。

●介護保険のサービスを利用するには要介護（要支援）認定が必要です。

- 1 要介護（要支援）認定の申請……申請書は窓口にあります。介護保険の被保険者証をなるべく持参してください。
- 2 認定調査……自宅などを調査員が訪問して、本人や家族の状況を聞き取りします。
- 3 主治医意見書……市が主治医に意見書の作成を依頼します。
- 4 介護認定審査会……保健・医療・福祉の専門家が、必要な介護の量を審査・判定します。
- 5 要介護度の認定……市が介護認定審査会の判定をもとに認定します。
- 6 本人へ通知

●認定の結果に応じた介護保険のサービス

認定の結果	非該当（自立）	サービスは利用できません。 市の在宅福祉サービスが利用できます。
	要支援 1・2	介護予防サービスが利用できます。
	要介護 1～5	介護サービスが利用できます。

●サービス利用までの流れ

要支援の方	要介護の方	
訪問介護やデイサービスなど、在宅でサービスを利用する場合 ↓	特別養護老人ホームや老人保健施設に入所する場合 ↓	
地域包括支援センターに連絡して、介護予防プランを作ってもらおう ↓	居宅介護支援事業所に連絡して、ケアマネジャーにケアプランを作ってもらおう ↓	施設に連絡して、ケアマネジャーにケアプランを作ってもらおう ↓
サービス利用開始		

- ※利用した介護保険のサービスに要した費用の1割を自己負担額として支払っていただきます。（利用限度額を超えた分や介護保険の対象外となる費用は、全額自己負担となります。）
- ※ 65歳以上の方は、介護が必要になった原因に関係なく介護保険のサービスを利用できます。
- ※ 40歳以上64歳未満の方は、脳血管疾患、関節リウマチ、初老期における認知症など特定の病気になった場合に、介護保険のサービスが利用できます。

●照会先

名称	場所	担当地区	電話	ファクス
高齢福祉課	市役所	市内全域	23-7730	23-7748
中央地域包括支援センター	総合福祉会館	下記以外の地区	25-2988	23-2260
東地域包括支援センター	武儀事務所	武儀、上之保、富野	49-2122	49-3189
西地域包括支援センター	洞戸事務所	洞戸、板取、武芸川	0581-58-2711	0581-58-2241

※各地域包括支援センターでは、高齢者の介護、福祉、虐待などの相談も受け付けています。